

大阪都市計画生産緑地地区の変更（市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

番号	名称	位置	面積	備考	説明図 参照番号
1	南江口二丁目2号	大阪市東淀川区南江口二丁目地内	約0.13ha	区域変更	(1)
2	中茶屋一丁目2号	大阪市鶴見区中茶屋一丁目地内	—	廃止	(2)
3	茨田大宮一丁目10号	大阪市鶴見区茨田大宮一丁目地内	約0.14ha	区域変更	(3)
4	焼野二丁目1号	大阪市鶴見区焼野二丁目地内	約0.14ha	区域変更	(4)
5	焼野二丁目3号	大阪市鶴見区焼野二丁目地内	—	廃止	(4)
6	長居東三丁目2号	大阪市住吉区長居東三丁目地内	約0.22ha	区域変更	(5)
7	喜連西四丁目2号	大阪市平野区喜連西四丁目地内	—	廃止	(6)
8	喜連二丁目3号	大阪市平野区喜連二丁目地内	—	廃止	(7)
9	加美東六丁目2号	大阪市平野区加美東六丁目地内	—	廃止	(8)
10	加美南一丁目1号	大阪市平野区加美南一丁目地内	—	廃止	(9)
	小計	4地区	約0.63ha		
	西宮原二丁目1号 外442地区	443地区	約60.41ha	変更なし	
	合計	447地区	約61.04ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」